

学校法人八代聖愛学園 認定こども園 聖愛幼稚園 園則（運営規定）

（施設の目的及び運営の方針）

第1条 学校法人認定こども園 聖愛幼稚園が設置する幼稚園型認定こども園 聖愛幼稚園（以下「園」という。）は、就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

2 園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八代市市条例第32号）その他の関係法令を遵守して運営する。

（名称及び所在地）

第2条 園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 幼稚園型認定こども園 聖愛幼稚園
- (2) 所在地 八代市袋町5番1号

（提供する教育・保育の内容）

第3条 園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、保護者の就労状況等により入園時期や在園時間の異なる子どもを受け入れる施設として、園児に健やかな成長が図られるような適当な環境を整えることを意識しながら、キリスト教の精神に基づいた教育・保育を行う。

2 園の保育方針は、以下のとおりである。

- “一人一人を大切に 育ち合う幼稚園” ☆心を育てる ☆遊びを楽しむ ☆五感で感じる
- ・神様を敬い、感謝するところを持つ
 - ・いきいきと遊び、共に育ち合う
 - ・自然、命、人権、平和を大切にする子どもを育てる

（子育て支援）

第4条 園は、子育て支援事業として、次の事業を実施する。

- (1) 利用者支援事業
- (2) 一時預かり事業
- (3) 延長保育事業

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 園に次のとおり職員を置く。

- (1) 園長 1名

- (2) 副園長 1名（必要に応じ配置）
 - (3) 教育主事 1名（必要に応じ配置）
 - (4) 主幹教諭または主任保育士 1名
 - (5) 教諭 3名以上
 - (6) 保育士 5名以上
 - (7) 調理員 2名以上
 - (8) 学校医 1名（委嘱）
 - (9) 学校歯科医 1名（委嘱）
 - (10) 学校薬剤師 1名（委嘱）
 - (11) 事務職員 1名以上
- 2 教諭または保育士の中から、中核リーダーまたは副主任保育士1名以上、専門リーダー1名以上、若手リーダーまたは職務分野別リーダー1名以上を指定する。
 - 3 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。
 - 4 副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
 - 5 教育主事は、職員および園児に対するキリスト教教育をつかさどる。
 - 6 主幹教諭又は主任保育士は、園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の保育教育をつかさどる。
 - 7 教諭は、園児の教育をつかさどる。
 - 8 保育士は、園児の保育をつかさどる。
 - 9 中核リーダーまたは副主任保育士は、主幹教諭または主任保育士を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の保育教育をつかさどる。
 - 10 専門リーダーは、中核リーダーまたは副主任保育士を助け、研修した複数の職務分野において中心的な活動を通して園児の保育教育をつかさどる。
 - 11 若手リーダーまたは職務分野別リーダーは、研修した個別の職務分野において中心的な活動を通して園児の保育教育をつかさどる。
 - 12 調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。
 - 13 学校医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断等を行う。
 - 14 学校歯科医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断のうち歯の検査等を行う。
 - 15 学校薬剤師は、園の環境衛生の維持及び改善に関する指導及び助言等を行う。
 - 16 事務職員は、園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

（学年及び学期）

第6条 園の学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

- 第1学期 4月1日から8月31日まで
- 第2学期 9月1日から12月31日まで
- 第3学期 1月1日から3月31日まで

(開園時間)

第7条 園の開園時間は、月曜日から金曜日は7時から19時、土曜日は7時から18時までとする。

(教育・保育を行う日及び行わない日)

第8条 園において、教育・保育を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1号認定子どもについては、月曜日から金曜日までとする。

2 園の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

3 前項に定めるもののほか、園における1号認定子どもに係る休業日は次のとおりとする。

- (1) 夏季休業 7月24日から8月31日まで
- (2) 冬季休業 12月21日から1月9日まで
- (3) 春季休業 3月21日から4月9日まで
- (4) その他園長が必要と認めた日

(教育・保育等を行う時間)

第9条 園において、教育・保育を行う時間は、次のとおりとする。

- (1) 1号認定子ども 8時から14時まで
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子ども

①保育標準時間認定を受けた子ども

7時から19時までの11時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

②保育短時間認定を受けた子ども

7時から19時までの8時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

2 1号認定子どもについては、前項第1号に掲げる時間以外の時間において、保護者の希望により預かりが必要な場合は、7時から8時までまたは14時から19時までの範囲内で、一時預かり（預かり保育）を行うものとする。

3 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、第1項第2号に掲げる時間以外の時間において、保護者の希望により保育が必要な場合は、1時間の範囲内で、時間外保育（延長保育）を行うものとする。

(利用者負担その他の費用等)

第10条 園においては、八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第1項の規定により、保護者から園児の居住する市町村が定める額の保育料の支払を受けるものとする。

2 園においては、八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項の規定により、次の表のとおり実費を徴収する。

区 分	金 額	支払を受ける時期
給食食材費（1号認定子ども）	月額 副食費 3,500円 主食費 3,000円	毎月 8日
給食食材費（2号認定子ども）	月額 副食費 4,500円 主食費 3,000円	毎月 8日
通園送迎費用	月額 2,500円	毎月 8日
用具代	購入時の金額	購入時
遠足・行事参加代	遠足の行先に応じて定める額	都度
冷暖房代	月額 600円(2,3号) 500円(1号)	毎月 8日

※1号認定こどもは8月の給食費の徴収はない。

※低所得世帯および第3子以降の副食費は無料、主食費は半額とする。

3 園においては、前3項に掲げるもののほか、次の表に掲げる費用について、同表に定める額の支払を保護者から受け取るものとする。

区 分	利 用 料	給 食 費
一時預かり（幼稚園型）	日額：800円（13時まで） 500円（11時30分まで）	1食 250円
一時預かり（1か月）	0～2歳児：36,000円 3歳児以上：32,500円 28,000円	7,500円 7,500円（2号） 6,500円（1号）
延長保育	1時間：100円	おやつ 50円

※預かり保育利用給付認定の場合は、無料とする。

（子どもの区分ごとの利用定員）

第11条 園の利用定員は、次のとおり定める。

- (1) 1号認定子ども 10人
- (2) 2号認定子ども 35人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳以上の子ども 12人
- (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 3人

（利用の開始）

第12条 園の利用開始に当たり、1号認定子どもについては、保護者が園に直接申し込むものとする。

2 利用の申込みのあった1号認定子どもと現に本園を利用している1号認定子どもの総数が1号認定の子どもの利用定員の総数を超える場合については、八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第6条第2項の規定により、本園の教育・保育の理念に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。

3 2号認定子ども及び3号認定子どもの利用については、八代市が行う利用の調整の結果に応じるものとする。

(転園、退園又は休園)

第13条 転園、退園又は休園しようとする子どもの保護者は、理由を記して園長に願い出るものとする。

(利用の終了)

第14条 園は、次に掲げる場合に、教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
 - (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者が、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条の規定に該当しなくなったとき
 - (3) その他利用継続について、重大な支障又は困難が生じたとき
- 2 園長は、園児が全課程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

(緊急等における対応方法)

第15条 園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、八代市及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第16条 園は、非常災害に対する具体的な計画を策定するとともに、一月に一回以上の避難訓練及び消火訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 園は、園児に対する虐待を防止するため、職員に対する研修を定期的に行う。

(利用者に関する市町村への通知)

第18条 園は、利用する乳幼児やその保護者に関して、支給認定や利用に係る状況に変化があった場合は、遅滞なく、その旨を市町村に通知するものとする。

(勤務体制の確保等)

第19条 園は、利用する乳幼児やその保護者に対し、適切な支援を提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておくものとする。

2 園は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(衛生管理等)

第20条 園は、園の設備及び飲用する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 園は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

(秘密保持等)

第 21 条 園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 園の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とするものとする。

(苦情解決)

第 21 条 園は、利用する乳幼児の保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等苦情解決に関する体制を整備し、これを掲示する等により保護者等への周知の徹底を図るものとする。

2 園は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録し、解決に向けて適切に対処するものとする。

(後援会)

第 23 条 保育の向上と家族との連絡のため、保護者会を設立し、保護者会費として月額 4 0 0 円を徴収する。

(その他運営に関する重要事項)

第 24 条 園は、園の利用について市町村等が行う連絡調整にできる限り協力するものとする。

2 この規程に定める事項のほか、園の運営に関し必要な事項は、園長が別に定めるものとする。

附則

この園則は、1990 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この園則は、1991 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この園則は、1992 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この園則は、1993 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この園則は、1995 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この園則は、1996 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この園則は、1997 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この園則は、1998 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この園則は、2000 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この園則は、2003年4月1日から施行する。

附則

この園則は、2008年4月1日から施行する。

附則

この園則は、2011年4月1日から施行する。

附則

この園則（運営規定）は、2022年4月1日から施行する。